

春の繁忙期に関する 事業主の皆様へお願い

**「雇用保険被保険者資格取得届」の
提出につきましては、可能な限り
「4月上旬～中旬を避けて」の提出に
ご協力お願いいたします。**

「資格取得届」は雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

◇ハローワークでは、春の繁忙期の時期は離職票の発行手続きを最優先として行います。
そのため、この時期は資格取得届等の処理に時間がかかる場合がありますので、ご理解の程お願いいたします。

来所による届出・申請は可能な限り16時までに出いただきますよう、ご協力をお願いします。

雇用保険関係の手続きは24時間・365日いつでも・どこからでも手続きができる
「電子申請」のご活用を！

